

「ITを活用した重要事項説明に係る社会実験に関する検証検討会」開催要綱

(名称)

第1条 本会は、「ITを活用した重要事項説明に係る社会実験に関する検証検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)に基づく重要事項説明(賃貸取引及び法人間取引に係るものに限る。)について、ITを活用して実施する社会実験に関する結果を検証し、本格運用への移行の可否や個人を含む売買取引に係る重要事項説明におけるITの活用のあり方について検討することを目的とする。

(構成)

第3条 検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

2 検討会に座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

(会議)

第4条 座長は、議長として検討会の議事を整理する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

3 検討会、配布資料及び議事録は、原則として公開とする。ただし、座長が認めるときは非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、国土交通省土地・建設産業局不動産課に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は、平成28年3月18日から施行する。